

和光市高齢者等緊急時通報システム事業実施要綱の改正（案）について

1. 事業概要

緊急時通報システム（緊急時に事前に申請した協力員に知らせることや、ガードマンが駆けつける体制をするシステム）を設置することにより、緊急性の高いリスク（再発の高い疾病・発作等が想定される疾患など）をもつ独居等の高齢者が安心して在宅生活できるように支援する事業。

2. 改正内容

- ①現場派遣職員の対応を記載
- ②介護保険料所得段階を要件として追加

3. 新旧対象

第2条(定義) ▼現場派遣職員の対応を追記

改正要綱	現行の要綱
現場派遣職員 受信センターに所属している者で、受信センターからの要請により高齢者の容態を確認し、必要に応じ、救急要請その他一時救命処置を含む適切な対応をするものをいう。	[記載なし]

第3条(対象者) ▼当該事業申請時の介護保険料所得段階を対象者要件に追記

改正要綱	現行の要綱
市内に住所を有する 65 歳以上の高齢者等であって、申請日においての次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するもののうち、日常生活を営む上で緊急通報システムを利用することが適当であると市長が認めたものとする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第39条第1項第1号のイからハまでのいずれかに該当するもの →第1段階 (2) 政令第39条第1項第2号イに該当するもの →第2段階 (3) 政令第39条第1項第3号イに該当するもの →第3段階	次に掲げる要件のいずれにも該当する高齢者等とする。 (1) 市内に住所を有し、かつ、ひとり暮らし又はこれに準ずる生活環境にあるおおむね 65 歳以上の者であること。 (2) 日常生活を営む上で緊急通報システムを利用することが適当であると市長が認めた者であること。